

農地転用申請添付書類（４条・５条）

申請の受付は、毎月10日までとなります。（10日が閉庁日の場合は、翌閉庁日まで）

番号	添付書類	備考	発行場所	部数
1	法人登記簿謄本又は定款・寄付行為・規約等の写し	申請者が法人の場合	法務局	1部
2	議事録の抜粋・事業計画書	同上		1部
3	土地全部事項証明書		法務局	1部
4	所有者であることを証する書面	譲渡人（設定人）が土地全部事項証明書に記載された所有名義と異なる場合		1部
5	位置図（都市計画図等） （縮尺 1/10,000～1/50,000 程度）	役場・駅・その他最寄りの公共施設から申請地までの直線距離を表示したもの	都市整備課	1部
6	付近状況図（住宅地図等） （縮尺 1/500～1/2,000 程度）	申請地を中心とした半径約500mの範囲の状況を表示したもの		1部
7	公図写	<u>申請地及びその隣接の土地の地目・面積・所有者を記入してください</u>	法務局	1部
8	建物施設配置図 土地利用計画図	建設しようとする建物又は施設の面積・位置を示す図面で、道路・用排水計画等を附記したもの（太陽光の場合は別紙土地利用計画図(例)に従って記入してください。）		1部
9	平面図・縦断図・横断図	埋立・盛土等をする場合		1部
10	建物平面図			1部
11	資金証明書	残高証明書・融資証明書等	金融機関等	1部
12	農振除外証明書	申請地が用途区域外の場合	農林課農政係	1部
13	土地改良区の意見書	申請地が土地改良事業受益地区の場合	土地改良区	1部
14	関係権利者の同意書	水利組合等の同意を要する場合	管理機関	1部
15	許認可等があったことを証する書面	他法令の許認可等を要する場合	関係機関	1部
16	発電事業計画の認定通知（写し）	転用目的が太陽光発電施設の場合		
17	説明会開催報告書(写し)	「安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例」(抑制区域内での設置、抑制区域以外の区域で設置区域面積1,000㎡以上に該当する場合		1部
18	委任状・確認書	代理申請を行う場合		1部
19	申請地写真	申請地がわかる様に線で囲んだもの		1部
20	その他参考となるべき書類	一部転用の場合は求積図 (5条の売買は一部転用出来ません。また、一部転用した部分のみを地目変更登記する場合には分筆が必要です。)		1部

注意事項

- 転用面積が4haを超える場合、申請書は「正本」「副本」の2部提出してください。
- 上記の場合添付書類は原本各1部、写し（コピー）各1部を用意してください。
- 申請書には捨て印を押印してください。委任状・確認書には申請当事者の署名または記名・押印が必要です。
- 許可が下りた場合には許可書はおおむね翌月の20日以降に交付されます。
- 転用面積が1,000㎡以上の場合は、図面の追加（土地利用計画図20部）をお願いします。また、転用面積が1,000㎡以上で、転用目的が「太陽光発電」の場合は、「安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例」の届出に該当する可能性があります。条例については、都市整備課までご確認ください。（土砂災害警戒区域内の土地の場合は500㎡）
- 転用面積が1000㎡を超える場合は、総会当日ご出席いただき、申請内容の説明を依頼する可能性がありますのであらかじめご了承ください。